

○結城市手数料条例

平成12年3月30日

条例第11号

改正 平成14年6月28日条例第20号

平成15年3月31日条例第15号

平成18年9月28日条例第38号

平成21年3月30日条例第10号

平成22年3月30日条例第17号

平成24年3月29日条例第5号

平成24年6月28日条例第20号

平成26年3月28日条例第3号

平成27年3月30日条例第7号

平成27年10月2日条例第27号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 450円
- (2) 戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円
- (3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 750円
- (4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料 証明事項1件につき 450円
- (5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第

48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付手数料 1通につき 350円 婚姻，離婚，養子縁組，養子離縁又は認知の届出の受理について，請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては，1通につき1,400円

(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円

(7) 自動車の臨時運行許可申請手数料 1両につき 750円

(8) 優良宅地造成認定申請手数料

ア 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のとき。 1件につき 90,000円

イ 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき。 1件につき 130,000円

ウ 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき。 1件につき 200,000円

エ 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のとき。 1件につき 270,000円

オ 造成宅地の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のとき。 1件につき 400,000円

カ 造成宅地の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のとき。 1件につき 530,000円

キ 造成宅地の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のとき。 1件につき 680,000円

ク 造成宅地の面積が10.0ヘクタール以上のとき。 1件につき 910,000円

(9) 優良住宅新築認定申請手数料

ア 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。 1件につき 6,200円

イ 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。 1件につき 8,600円

ウ 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以

下のとき。 1件につき 13,000円

エ 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。 1件につき 35,000円

オ 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき。 1件につき 43,000円

(10) 開発行為に関する許可申請, 交付及び証明手数料 別表第1に定める額

(11) 住宅用家屋証明申請手数料 1件につき 800円

(12) 犬の登録手数料 1頭につき 2,000円

(13) 狂犬病予防注射済票の交付手数料 1頭につき 350円

(14) 犬の鑑札の再交付手数料 1頭につき 1,000円

(14)の2 狂犬病予防注射済票の再交付手数料 1頭につき 200円

(15) 鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円

(16) 屋外広告物許可申請手数料 別表第2に定める額

(17) 租税, 公課に関する証明手数料 1枚につき 300円

(18) 土地, 建物又は資産に関する証明手数料 1枚につき 300円

(19) 身元に関する証明手数料 1件につき 300円

(20) 印鑑登録に関する証明手数料 1件につき 300円

(21) 印鑑登録証の再交付手数料 1件につき 500円

(22) 住民票, 戸籍の附票, 除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付手数料 1枚につき 300円

(23) 住民票の世帯索引簿の閲覧手数料 1件につき 200円

(24) 住民票の記載事項証明手数料 1件につき 300円

(25) 通知カードの再交付手数料 1件につき 500円 (ただし, 通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合は, 再交付手数料を徴収しない。)

(25)の2 個人番号カードの再交付手数料 1件につき 800円 (ただし, 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合は, 再交付手数料を徴収しない。)

- (26) 農地関係証明手数料 1件につき 300円
- (26)の2 農地台帳記録事項要約書の交付手数料 1筆につき 300円
- (27) 土地区画整理関係証明手数料 1件につき 300円
- (28) 公簿、公文書又は図面の閲覧手数料 1件につき 300円
- (29) 実地調査を要する土地又は建物の確認、現況等の証明手数料 1筆、1棟につき 500円
- (30) 認可地縁団体に関する交付及び証明手数料 1件につき 300円
- (31) 公簿、公文書又は図面の謄写手数料 1件につき 200円
- (32) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「税法」という。）第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧手数料 1件につき 300円
- ただし、税法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示された期間は、手数料を徴しない。
- (33) 税法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明手数料 1枚につき 300円
- (34) 前各号に属さない証明手数料 1件につき 300円
- (平14条例20・平15条例15・平21条例10・平22条例17・平24条例5・平24条例20・平27条例7・平27条例27・一部改正)

(徴収の方法)

第3条 手数料は、前条に規定する事項について請求等があった際又は当該請求等に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。ただし、徴収後その請求等の事項を変更し、又は取り消すことがあっても、既に納付した手数料は還付しない。

(閲覧の制限)

第4条 閲覧及び証明又は謄抄本の交付は、公衆に示して差し支えないと認めるものに限る。

(手数料の免除)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者から請求があったとき。

- (3) 官公署又は公共団体からの請求があったとき。
- (4) 公用のために使用するとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの。

2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための許可を受けようとするときは、第2条第16号の規定にかかわらず手数料を徴収しない。

（平18条例38・一部改正）

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（結城市手数料条例の廃止）

2 結城市手数料条例（昭和27年結城町条例第2号）は、廃止する。

付 則（平成14年6月28日条例第20号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第15号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年9月28日条例第38号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成21年3月30日条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月30日条例第17号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

付 則（平成24年3月29日条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月28日条例第20号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

付 則（平成26年3月28日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月30日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年10月2日条例第27号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第2条第25号の改正規定は、番号法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平22条例17・追加、平26条例3・一部改正）

		区分	金額	
開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき10,000円	
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき22,000円	
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき45,000円	
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のもの	1件につき90,000円	
		開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のもの	1件につき130,000円	
		開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のもの	1件につき180,000円	
		開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のもの	1件につき220,000円	
		開発区域の面積が10.0ヘクタール以上のもの	1件につき310,000円	
		主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき13,000円
			開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき31,000円

築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき67,000円
	開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のもの	1件につき130,000円
	開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のもの	1件につき210,000円
	開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のもの	1件につき280,000円
	開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のもの	1件につき350,000円
	開発区域の面積が10.0ヘクタール以上のもの	1件につき490,000円
	上記以外の上記以外の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの
開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの		1件につき130,000円
開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの		1件につき200,000円
開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のもの		1件につき270,000円
開発区域の面積が1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満のもの		1件につき400,000円
開発区域の面積が3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満のもの		1件につき530,000円
開発区域の面積が6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満のもの		1件につき680,000円
開発区域の面積が10.0ヘクタール以上のもの		1件につき910,000円
開発行為変更許可申請手数料		1件につき次に掲げる

額を合算した額。ただし、その額が910,000円を超えるときは、910,000円とする。

ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ、開発行為許可申請手数料の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積

		に応じ、開発行為許可申請手数料の項に規定する額 ウ 上記以外の変更に ついては、10,000円
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料		1件につき47,000円
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		1件につき27,000円
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの	1件につき10,000円
	敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	1件につき18,000円
	敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	1件につき40,000円
	敷地の面積が0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満のもの	1件につき70,000円
	敷地の面積が1.0ヘクタール以上のもの	1件につき99,000円
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ヘクタール未満	1件につき1,800円

	のもの	
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1.0ヘクタール以上のもの	1件につき2,800円
	上記以外のもの	1件につき18,000円
開発登録簿の写しの交付手数料		用紙1枚につき500円
開発行為（建築等）に関する証明に係る審査及び証明書交付手数料		1件につき5,000円

別表第2（第2条関係）

（平18条例38・一部改正，平22条例17・旧別表）

広告物等の種類	単位	金額
はり紙，ポスター	1件につき50枚までごとに	300円
はり札	1件につき10枚までごとに	500円
立看板	1枚につき	300円
広告板	1枚につき3平方メートルまでごとに	750円
広告塔	1枚につき3平方メートルまでごとに	750円
アーチ	1基につき3平方メートルまでごとに	900円
電柱巻立広告	1枚につき	300円
電柱塗装広告	1枚につき	300円
電柱袖付広告	1枚につき	300円
広告幕	1枚につき	650円
つり下げ看板	1枚につき	450円
標識広告	1枚につき	300円

照明広告	1基につき3平方メートルまでごとに	800円
電光ニュース, ビジュアルボード	1基につき	6,000円
アドバルーン	1個につき	1,700円
近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに	800円
車体利用広告	1枚につき3平方メートルまでごとに	650円
広告旗	1枚につき	350円
店頭装飾	1基につき	1,500円
置広告	1基につき	700円
横断幕	1枚につき	650円

備考 この表に定める広告物等の種類に該当しない広告物等については、最も類似した
 広告物等の項を適用する。